

土幌町再生可能エネルギーゾーニング業務委託事業仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、土幌町が委託する「土幌町再生可能エネルギーゾーニング業務委託事業」に適用する。

2 委託期間

本業務の委託期間は、6月中旬から令和6年2月下旬までとする。(予定)

3 業務目的

本町では、脱炭素社会実現に向け、2022年6月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すこととした。また、令和5年4月には本町のCO₂排出量の現状や再生可能エネルギーのポテンシャルを明らかにし、地球温暖化対策を通じて地域課題の同時解決するための施策を定めた「土幌町再生可能エネルギー導入計画」を策定した。

本事業では、「土幌町再生可能エネルギー導入計画」を踏まえつつ、本計画を確実に推進するため、再生可能エネルギーのポテンシャルに対する各種再エネ導入の適地抽出、再エネ導入の促進エリア検討のための情報整理、ゾーニングマップ作成及びマップに対する意見聴取を行うことを目的とする。

4 業務内容

(1) 地域の自然的、経済的、社会的条件を踏まえた既存情報の収集及び整理

- ・ゾーニングを行うために必要な情報として、太陽光発電施設や風力発電施設の設置に関する関係法令や各種規制、土地利用の制限や自然環境の情報等を収集し、整理する。
- ・収集・整理した資料からゾーニングに必要な情報の抽出・分析を行う。
- ・太陽光発電施設及び風力発電施設の影響が懸念される事項について、影響度合いを分析し、ゾーニングに反映する。

(2) (1)に追加的な環境調査等の実施

- ・希少動植物の生息・生育地や保全すべき施設等の分布区域、地すべりや砂防指定地等の防災上配慮が必要な区域、主要眺望点、主要道路からの景観、道路・送電線網等のインフラ状況などゾーニングに係わる重点事項について、現地調査や専門家等への聞き取り調査を行い、サブマップを作成する。

(3) (1)及び(2)に係る有識者や利害関係者、地域住民等からの意見聴取

- ・太陽光発電・風力発電の適地選定、地域からの意見聴取、環境保全、事業性等への地域特性・専門的な知見を有する地域の代表者・学識等と協議する場として「土幌町ゼロカーボンシティ推進協議会」を設置し、関係者となり得る立場の人たちから、専門的な意見やゾーニング検討へのアドバイスを伺い、ゾーニングマップへ反映させる。
- ・地域住民や農業者等の関係者・先行利用者等を対象に、ゾーニング事業内容の説明、情報共有、意見聴取、懸念事項協議等を図る場を設ける。
- ・ゾーニングの検討内容に妥当性・客観性を持たせることや最新知見等を反映するため、専門家への聞き取り調査を実施する。

(4) (1)から(3)を踏まえたゾーニングマップ案の作成

- ・整理したGISデータを活用し、自然的条件、社会的条件等の観点から評価を行い、環境保全を優先するエリア、再エネの導入が可能なエリア等を区分し、かつ環境省の示すゾーニングマップ案を作成する。

- ・ゾーニングのエリア区分は法規制等により設置が困難な「保全エリア」、法的調整が必要な「調整エリア」、環境・社会面からの制約が少なく、かつ発電効率が高い「導入促進エリア」、配慮事項はあるが、環境・社会面から発電施設の立地が見込める「配慮エリア」の4つとする。
 - ・有識者・町民意見等を踏まえ、それぞれエリアの設定の根拠、特徴、課題、考慮すべき点等を整理する。
- (5) (1) から (4) までの内容を取りまとめ、業務報告書を作成するとともに、業務報告書の概要版を作成

5. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 業務報告書（概要版） 2部
- (3) その他調査結果及び関連資料 2部
- (4) 上記を格納した編集可能な電子データ（CD-R） 1式

6. その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、仕様に基づいた計画を作成し、本町と打ち合わせを行い、誠意を持って業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、土幌町個人情報保護条例（平成17年条例第25号）を遵守し、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議の上、貸与を受けることとする。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却することとする。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧することとする。
- (4) 受託者は、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務仕様等を使用するときは、その使用权等に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負うものとする。なお、事故等が発生した場合は、処理経過等について、本町に速やかに報告すること。
- (6) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議し、決定することとする。
- (7) 本業務は、環境省補助事業である「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（令和4年度第2次補正予算）（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の「再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援事業（第1号事業の2）」を活用した業務であるため、当該補助事業の主旨を理解した上で業務を遂行することとする。